

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

ア 岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（エコシステム秋田処理）運搬①業務 産業廃棄物（高塩分汚泥）（以下「汚泥」という。） 約18,000トンのうち約9,000トン

イ 岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（エコシステム秋田処理）運搬②業務 汚泥 約18,000トンのうち約9,000トン

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成25年3月15日まで

(4) 履行場所 岩手・青森県境不法投棄現場（二戸市）からエコシステム秋田株式会社（秋田県大館市）までの間

(5) 入札方法 (1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、1トン当たりの単価で記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本調達に係る特定調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格があると認められる者であること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく岩手県知事及び秋田県知事の許可を有し、かつ、汚泥がその事業の範囲に含まれていること。

(4) 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）第9条の2の規定により岩手県知事が定める格付け基準を満たし、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第13条第1項の規定に基づき岩手県知事が指定する産業廃棄物処理業者育成センターが行う格付けを取得した者であること。

(5) 当該業務に使用する車両及び運搬容器が、入札説明書で示す仕様書に規定する仕様（コンテナ積替え式ダンプトラック又は天蓋付きダンプトラック）及び保有数（車両6台以上）に適合すること。

(6) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当（県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター内） 電話番号0195-23-9206（内線236、237）（入札説明書は、平成24年3月6日から同月16日までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで交付する。なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年3月26日午後2時30分 二戸地区合同庁舎4階入札室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成24年3月26日午前9時までに(1)の場所に到達するように送付すること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金 入札参加者は、金1,160,000円を県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター出納員に納付しなければならない。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を平成24年3月16日午後5時までの休日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない（申請書を郵送する方法により提出しようとする場合は、書留郵便により、平成24年3月16日午後5時までに3(1)の場所に到達するように送付すること。）。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から申請書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された申請書を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 調達手続の停止 平成24年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

To transport of the Industrial Waste dumped illegally, from Ninohe City to Akita Prefecture Odate City

Quantity of the waste: about 9,000 of 18,000 tons Number of tenders: 2

- (2) Time-limit of tender:

2:30 p.m. 26, March, 2012 (By mail tenders must be submitted by 9:00 a.m. 26, March, 2012)

- (3) Contact point for the notice:

Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste, Department of Environment and Residential Life, Iwate Prefectural Government, 6-3 Niwatari, Ishikiridokoro, Ninohe-shi, Iwate 028-6103, JAPAN TEL0195-23-9206 Ext. 236, 237